

1 - 2 学部の教員組織 (2006年5月1日現在)

(表19-2)

学部・学科等		専任教員数								設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計(A))	兼 任 教員数	備 考	
		教授		助教授		講 師		計 (A)						助手
		特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)							
文学部	日本語日本文学科	6	0	2	0	0	0	8	0	0	6	43.4	124	文学関係 TA 4
	英語英米文学科	9	0	3	0	0	0	12	0	0	6	36.5		文学関係 TA 4
	社会学科	7	0	2	0	1	0	10	0	0	6	45.6		社会学・社会福祉学関係 TA 7
	人間科学科	10	0	2	0	0	0	12	0	0	6	38.1		文学関係 TA 17
	歴史文化学科	7	0	1	0	1	0	9	0	0	6	35.2		文学関係 TA 1
	共通	2	0	0	0	0	0	2	0	0	-	-		図書館学・学生相談
文学部 計		41	0	10	0	2	0	53	0	0	30	38.0	124	
理工学部	物理学科	9	0	6	0	1	0	16	0	0	9	26.8	67	理学関係 TA 11
	生物学科	5	0	1	0	2	0	8	0	0	8	28.4		TA 4
	機能分子化学科	10	0	4	0	3	0	17	0	0	9	27.0		TA 12
	情報システム工学科	12	0	1	0	3	0	16	0	0	9	32.9		地学
	共通	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	-		
理工学部 計		37	0	12	0	9	0	58	0	0	35	28.5	67	
経済学部	経済学科	22	0	2	0	3	0	27	0	0	19	65.8	39	経済学関係 TA 7 EBA高等教育研究所の教員2 名を含む
法学部	法学科	13	0	9	0	2	0	24	0	0	19	74.3	23	法学関係 TA 2
経営学部	経営学科	22	0	2	0	0	0	24	0	0	19	72.5	19	経済学関係 TA 4 EBA高等教育研究所の教員2 名を含む
E B A 高等教育研究所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	8	

学部・学科等	専任教員数									設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計(A))	兼 任 教員数	備 考
	教授		助教授		講 師		計 (A)		助手				
	特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
(その他の学部教育担当組織)													
国際言語文化センター	5	0	7	0	2	0	14	0	0			167	
広域副専攻センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0			51	
スポーツ・健康科学教育研究センター	3	0	3	0	1	0	7	0	0			14	
教職教育センター	2	0	0	0	0	0	2	0	0			3	
情報教育研究センター	1	0	1	0	0	0	2	0	0			7	TA 14
国際交流センター	0	0	0	0	1	0	1	0	0			3	
先端生命工学研究所	0	0	0	0	3	0	3	0	0			0	RA 1
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数										60			
合 計	146	0	46	0	23	0	215	0	0	182		525	TA 93、RA 1

5月1日現在のデータであるため、後期開講科目のみを担当している兼任教員は含めておりません。

EBA高等教育研究所の教員は、経済学部・経営学部算入しております。

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表すること。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入すること。その場合、(表19-3)および(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入される。たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例である。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入すること。
- 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないこと。

- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」、「助教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。
- 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。
同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること（重複可）。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記述してもよい。
- 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
- 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
- 11 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。